

<p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: center;">収 去 証</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">記 号</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td></td> </tr> </table> <p>1 被収去者の住所又は営業所所在地</p> <p>2 被収去者の氏名又は法人名</p> <p>3 収去品名</p> <p>4 収去数量</p> <p>5 収去目的</p> <p>6 収去日時</p> <p>7 収去場所</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 年 月 日 午前 午後 時</p> <p>健康増進法第61条第1項(同法第63条第2項及び第66条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、上記のように収去する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">収 去 者</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">所 属 庁</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">氏 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px dashed black; text-align: center;">職 務 所 属 庁 印</td> <td style="text-align: center;">名 ⑩</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>※教示事項について(別紙)参照</p>	記 号		番 号		収 去 者	所 属 庁	氏 名		職 務 所 属 庁 印	名 ⑩	<p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p><教示> 処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(〇〇に對して1年を経過した場合は除く。)。この処分がある処分から起算した日の翌日から起算して1年を経過した場合は、〇〇以内(裁量権行使は除く。)。請求を受けた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、その起算日から起算して1年を経過した場合は除く。。</p> <p><参照条項> 健康増進法(平成14年法律第103号)(抄)</p> <p>第61条(特別用途食品の検査及び収去) 第61条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員の用に供する当該特別用途食品の製造施設を検査させ、又は試験の用に供する当該特別用途食品の検査を委託し、又は試験の用に供する当該特別用途食品を収去させることができる。</p> <p>2 5 (権限の委任) 第69条(略)</p> <p>3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官(略)に委任する。</p> <p>4 5 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 教示文言中の「〇〇」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、消費者庁長官、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。</p> <p>2 教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国(新設において別に代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。</p>
記 号											
番 号											
収 去 者	所 属 庁	氏 名									
	職 務 所 属 庁 印	名 ⑩									

備考
 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 5 番又は A 列 6 番とする。
 2 この用紙は、赤色とする。
 3 この用紙は、甲片及び乙片の2片とする。所属庁印及び⑩を省略するとともに、乙片にはとじ目の切斷線(虚線)と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。
 4 乙片にはとじ目の切斷線(虚線)と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。